

第五十二回帝國議會  
衆議院

# 銀行法案外四件委員會會議錄(速記)第二回

付託議案  
銀行法案(政府提出)  
貯蓄銀行法中改正法律案(政府提出)  
農工銀行法中改正法律案(政府提出)  
北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)  
非訟事件手續法中改正法律案(政府提出)

## 會議

昭和二年二月十八日(金曜日)午後一時  
二十六分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 小野 義一君

理事 荒井 建三君

理事 佐々木長治君

理事 清水 長郷君

加藤政之助君 川崎安之助君

山本 厚三君 宮崎松次郎君

菅原 英伍君 山口 嘉七君

若尾幾太郎君 山本 慎平君

神崎 勳君 宮崎三之助君

山口恆太郎君 平山爲之助君

木暮武太夫君 小川郷太郎君

金光 庸夫君 原 夫次郎君

中山 貞雄君 山口 左一君

出席政府委員左ノ如シ

大藏省銀行局長 松本 脩君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

## 銀行法案(政府提出)

○小野委員長 是ヨリ銀行法案外四件ノ委員會ヲ開會致シマス、開會ノ劈頭ニ政府當局ヨリ詳シク説明ガアル筈デゴザイマス、ソレヲ承ッテ後ニ質問ニ入リタイト思ヒマスガ、御諮リヲ致シタイコトハ、質問ハ大體通告順ニ依テ行フコトニ致シタイト思ヒマス、ソレデ

宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○小野委員長 ソレデハ先ヅ政府當局ノ説明ヲ煩シマス

○松本政府委員 本法案ヲ提出スルニ至リマシタ理由ハ、本會議ニ於テ大體大藏大臣カラ申上ゲマシタ通りデゴザ

イマスガ、尙ホ少シク詳細ニ互テ御説

明ヲ申上ゲタイト存ズルノデアリマス、

此法案ヲ立案致シマスル必要ハ、我國

ノ普通銀行ガ其經營ノ上ニ於キマシテ

甚ダ遺憾ナ點ガ多イ、殊ニ近年ニ於キ

マシテハ財界ノ反動、其他ノ事情ニ依

リマシテ破綻ヲ暴露スルモノモアリ、

而シテ又産業ノ開發ノ點ニ於テモ機能

ヲ十分發揮シテ居ラナイト云フ點ヲ見

ルノデアリマスガ、ドウシテモ此際金

融機關ノ整備、改善ヲ圖ルト云フコト

ガ急務デアルト考ヘタノデアリマス、

ソコデ金融制度全般ニ互リマシテ、其

整備改善ヲ圖ルコトガ最モ必要デアル

ト思ヒマシテ、獨リ普通銀行ト云ハズ、

各特殊銀行、其他各特殊ノ金融ニ付キ

マシテ改善ノ途ヲ考究致シタイ、斯様

ニ考ヘマシテ金融制度調査會ナルモノ

ヲ組織致シマシタノデゴザイマス、此

金融制度調査會ニ於キマシテ朝野ノ其

途ノ識者ヲ集メマシテ、サウシテ先ヅ

如何ナル事項ニ付テ調査ヲ進メテ行クカト云フ、其調査ノ事項及範圍ニ付キマシテ考究ヲ致シマシタ、ソレカラソレガ決定サレマシテ、サウシテ大體ノ調査ノ方針ハ總テ金融機關ト云フモノハ互ニ有機的ニ相關聯スルノデアリマスカラ、一ツヲ引離シテ其機能ノ完備ヲ期スルコトハ出來マセヌカラ、全體ニ付テ考究スベキモノデアリマセウ、性質上サウ云フモノデアリマセウガ、併シ斯ク致シテ居リマスナラバ、徒ニ年月ヲ要スルノデアリマシテ、其實行ノ時期ガ遷延致スコト、ナリマスカラ、其中ヨリ引離シ得ルモノハ成ルベク引離シテ、是ガ實行ニ著手シテ行カウト云フコトデアリマシテ、此普通銀行ノ改善ト云フコトガ先ヅ成案ヲ得マシタモノデアリマスカラ、調査會ニ付議サレマシテ、サウシテ調査會ニ於キマシテモ慎重ニ研究ヲ致シマシタ、サウシテ其決議トナリマシタモノガ、丁度只今御手許ニ配付致シマシタ普通銀行制度ニ關スル調査、金融制度調査會決定ト申シマスルモノデゴザイマス、デ是ハ條項ガ掲ゲラレテアルノデアリマス

大體此趣旨ニ載ッテ居リマスガ、此中法規ヲ以テ律スベキモノト思ヒマスモノヲ蒐メテ法案ト致シマシタノガ、御手

許ニ只今提出サレテ居リマス銀行法案デゴザイマス、此法律以外ニ於テ政府ノ爲スベキ、又民間銀行ノ執ルベキ方針等ノコトハ、又自ラ此法律ヲ以テ之ガ改善ヲシヤウト云フ考デゴザイマス、此普通銀行制度ニ關シマスル調査ヲ御一覽下サイマスレバ、明デアリマスガ、其序文ニモ書イテアリ、又決議サレテ居リマスガ、一般銀行制度ト云フモノハ、徒ニ法規ヲ以テ律スベキモノデナイ、成ベク法規ハ避ケテ、實際ノ本業ノ上ニ立ツベキモノデアルト云フ觀念ヲ以チマシテ、此調査會デハ決定サレタノデアリマス、其中ドウシテモ法規ニ俟タザルヲ得ナイト云フモノノミヲ蒐メマシテ、此銀行法ハ出來テ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ此銀行法ダケ御覽下サイマシテハ、或ハ徒ニ監督トカ取締トカ云フ事ノミニ拘泥シテ、其他産業ノ助長ト云フコトニ付テハ等閑ニ附シテ居リハシナイカト云フ御疑モアルカモ知レマセヌ、サウ云フ次第デアリマスノデ、ソレハ政府ノ行政ト相俟テ此銀行法ノ運用ヲ期シタイト云フ政府ノ趣旨デアリマス、其點ハ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレデ大體ニ付テ申上ゲマスト、我國今日ノ普通銀行ノ缺點、矯正スベキ點ヲ先ヅ大別致シマ

スト、銀行ノ資力ノ充實ヲ計ルト云フコトガ一ツノ點デアリマスガ、健實ナル經營ヲ助長シテ行クト云フコトモ大切ナ點、ソレカラ預金者ノ利益ヲ保護スルコトモ大切、銀行ノ内部ノ監督ト云フコトモ大切、ソレカラ資金ノ放散ヲ防止スルコトモ大切、又ソレカラ銀行ノ整理ヲスルコト、斯ウ云フ點ガ最も大切ナコトデアッテ、此點ニ關シテ十分改善スベキモノデアルト云フ標準ヲ立テ、居ルノデアリマス、其標準ガドウ云フ風ニ銀行法案ニ現レテ居ルカト云フコトヲ一寸申上ゲマス、銀行資力ノ充實ヲ圖ルト云フ點ニ付テハ、第三條ニ於テ資本金ノ法定ト云フコトヲ規定致シテ居ルノデアリマス、是ハ百萬圓以上ト云フコトニ致シマシテ、サウシテ人口一萬未滿ノ都會ニアリマス二十五萬圓未滿ノ銀行ニ付テハ、又特ニ之ヲ考慮致シテ居ルノデアリマス、即チ百萬圓以上ニナルコトヲ要シマス

ガアリマス、是ハ勅令ヲ以テ指定スルト申シマスノハ、今日ノ所デ考ヘテ居リマスノハ、東京、大阪位デアリマス、斯ウ云フ大都會ニアリマス銀行ハ二百萬圓ノ資本ニシタイ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、此七年乃至十年ノ猶豫期間ヲ與ヘテ居リマスノハ、先ヅ我國ノ今日ノ經濟狀況ニ鑑ミマシテ、今後七年乃至十年ノ間ニ於テハ百萬圓位ノ資本ヲ置カナイト、我國經濟上ノ發展ニ順應シテ、機能ヲ發揮スルコトガ出來ヌト考ヘタ次第デアリマス、之ヲ法定致シマシタ所以ハ、大藏省ニ於テモ行政ノ手段ヲ以テ資本ノ充實ト云フコトヲ獎勵致シテ居リマスケレドモ、實際行ハレマセヌ、ソレデ未ダ日本ニハ一萬圓未滿ノ銀行モアルノデアリマス、此處ニ御手許ニアリマス資料ニ依テモ御覽下サイマス通り、小資本ノ銀行ガ澤山アルノデアリマス、必シモ小資本ノ銀行ハ惡イトハ申サヌノデアリマスガ、今日ノ經濟界ノ狀況、殊ニ今後十年間ニ於テ非常ナル發展ヲスルト思ヒマスガ、サウ云フ場合ニ於テハ如何ナル地方ニ於テモ、少クトモ百萬圓以上ノ資本ヲ有セシメテ置ク方ガ、其金融機關ノ機能ヲ發揮スル上ニ於テモ宜シカラウト存ジタ次第デアリマス、ソレカラ銀行ノ資力ヲ充實致シマス點ニ於テ、此法規ノ上ニモウ一ツ現レテ居リマスコトハ、第八條ノ法定準備金ノ引上デアリマス、是ハ商法ノ所定ノ

率ヨリハ倍ニナッテ居リマス、是モ銀行トシテハ當然ノコトデアラウト思フノデアリマシテ、既ニ是ハ信託業法ニ付キマシテモ此適用ガアルノデアリマス、銀行ノ資力ノ充實ヲ圖ルト云フ點カラ許リ見マシテ、先ヅ此法規ニ直接現ハレテ居ルト云フ點デアリマスガ、是ハ先程申シマス通り、此法規以外ニ於テ、或ハ銀行ノ整理ヲセシムルト云フヤウナ方法ヲ取ッテ、資力ノ充實ヲ勿論圖ルベキモノデアルト考ヘマス、ソレカラ健實ナル經營ヲ實行スルト云フコト、第二ノ點ニ付キマシテハ、法規ノ上ニ現ハレテ居リマスル所ハ、第三條ノ株式會社ニ限定シテアル事デアリマス、是ハ申ス迄モナク株式會社ハ近代ノ經濟社會ニ於ケル一ノ形態デアリマシテ、其内部ノ經理ニ關シマシテモ株式總會、監査役ノ機關モ備ハリ、法制上茲ニ實際上極メテ整頓シテ居ルノデアリマスカラ、銀行ノ如キ多數ノ預金者ヲ有スル所ニ於キマシテハ、最モ適當ナルモノト考ヘテ株式會社ニ限定シタノデアリマス、我國ニ於キマシテハ御手許ノ參考書ニモアリマス通り、株式會社ナラザル銀行ガ可ナリ多イノデアリマス、此株式會社ト云フモノハ既ニ貯蓄銀行、信託會社ニ於テ限定シテ居リマス、經濟界ノ大勢ニ鑑ミテ當然ノ事デアラウト思ヒマス、ソレカラ健實ナル經營ヲ助長致シマスル點ニ於キマシテ、監査書ノ制

度ト云フモノヲ設ケマシタ、此制度ノ趣旨ハ第十二條ニ記載シテゴザイマス、是ハ銀行ノ監査役ハ銀行ノ業務、財産ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ掲載シタル監査書ヲ、毎年營業年度二回ニ作製シテ本店ニ置クト云フコトニ致シテ居リマス、サウシテ此監査書ニハ銀行ノ資金ノ運用ノ制限ニ付キマシテ、弊害ノアリマスル資金ノ運用方ヲ矯正スル爲ニ、或ハ一人ニ片寄ッタリ、或ハ重役ノ情弊ノ有無、其他不良貸付ト云フヤウナコトヲ記載セシメマシテ、サウシテ時々大藏省ニ於テ之ヲ見マシテ、監督シテ行キタイ、從來御承知ノ通り此監査役ト云フ者ハ有名無實デアリマス、之ヲシテモウ少シ責任ヲ持ッテ銀行内部ノ狀況ヲ知ラシメルコトニ致シマスレバ、此重役ノ情弊ト云フガ如キ、其他不良ノ貸付等ハ餘程矯正サレテ參ルデアラウト考ヘマシテ、此監査書ノ制度ヲ開イタノデアリマス、ソレカラ營業ノ報告書、是モ今度ハ十分ニ大藏省ニ於キマシテ其内容ヲ示シテ、サウシテ適切ナル報告書ヲ取リタイト思ッテ居リマス、ソレカラ第十三條ニ於キマシテ「銀行ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ」ト云フコトニ致シテ居ルノデアリマス、此理由ハ從來銀行ノ常務ニ從事シテ居リマスル支配人ガ、又他ノ會社ノ常務ニ從事シテ居リマス爲ニ、其會

社ノ利便ヲ圖ル爲ニ、銀行ノ健全性ヲ薄クスルト云フヤウナ場合ガ相當アリマス、ソレト又熱心ニ銀行ノ業務ニ專一ニ從事シテ戴キタイト云フ考、此二ツノ理由ニ依リマシテ一方ノ常務ニ在ル人ガ、他ノ一方ノ常務ニ就ク場合ニハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケル、之ヲ禁ズルノデハアリマセヌ、地方ハ人物モ少イ事デアリマスカラ、情弊ノ無イ場合ニハ是ハ許シテ宜カラウト思ヒマス、併シ大藏大臣ノ方ニ於キマシテ一應之ヲ知ツテ置キ、サウシテ認可ヲ與ヘルト云フコトガ宜シカラウト存ジマシテ、第十三條ヲ規定シタノデアリマス、ソレカラ銀行ノ出張所、代理店、サウ云フ物ニ付キマシテモ、從來ハ自由デアリマシタ、是モ相當弊害ガ多ウゴザイマシテ、健全ナル經營ノ上カラ言ヒマシテ濫ニ出張所ヲ設ケ、又濫ニ代理店ヲ設ケ、其經營ヲ放漫ナラシメ、又不當ノ競争ヲスル場合ガ多イノデアリマスカラ、是モ認可ヲスルコト、致シマシタ、支店ノ認可ト共ニ出張所ノ認可モ要スルコトニ致シマセヌト云フト、名ヲ出張所ニ藉リテ支店ノ實ヲ舉ゲルモノガ澤山出ルコトヲ虞レタノデアリマス、ソレハ第六條ノ第三號、第四號ニ現レテ居ルノデアリマス、尙ホ第七條ニ於キマシテモ代理店ヲ取締リテ居リマス、從來代理店ノ出張所或ハ代理店ニ附隨シテ居ル營業所、又ハ副代理店ト云フヤウナ物ヲ設ケマシテ、サウ

シテ、非常ニ弊害ヲ醸シテ居ル場合ガ澤山アルノデアリマスカラ、代理店ト云フ物ニ付キマシテモ取締リ第七條ニ定メテ居ルノデアリマス、ソレカラ第五條ニ於キマシテ銀行ハ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ナイコトニ致シテ居リマス、擔保附社債、信託法ニ依ル擔保附社債、信託業、ソレカラ附隨業務、是ハ例外デゴザイマス、其他ハ他ノ業務ヲ營ムコトヲ禁ジテ居ルノデゴザイマス、是モ健全ナル經營ヲ助長シタイト云フ精神ニ出デ、居ルノデゴザイマス、此外健全ナル經營ヲ助長スル爲ニハ、不動産ニ對スル貸出ニ付テ相當ノ考慮ヲスルニ相當ノ注意ヲ與ヘルト云フコトモ必要ト思ヒマス、ソレ等ニ付キマシテハ之ヲ法規ヲ以テ律スベキモノデハナイト考ヘマシテ、行政上ノ手心ヲ致シテ行キタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ預金者ノ利益ヲ保護スル點ニ付キマシテ澤山ノ規定ガゴザイマス、ソレハ先ヅ第一條ノ第二項ニ「營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス」是ハ取締上銀行トシテ取締ルト云フコトデアリトス、是ハ銀行デアルト認メテ之ヲ設ケタノデアリマセヌ、銀行ト看做シテ取締リタイト云フ考デゴザイマス、詰リ營業トシマシテ一般ノ人カラ預金ノ取入ヲシテ居ル、サウ云フモノハドウシテモ銀行ト同ジニ取締リマセヌト弊害ガ多イ、ソレカラ第十一條ヲ御覽下サイ、十一條ハ「銀行ハ

營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ貸借對照表ヲ作成シテ之ヲ公告スヘシ」ト云フコトニナツテ居リマス、是ハ貸借對照表ニ依リマシテ何レ施行規則ニ定メラレルノデアリマスガ、主務大臣ハ預金者ノ保護ニナルヤウニ、其銀行ノ預金支拂準備ノ相當明瞭ニナルヤウニ貸借對照表ノ改善ヲ圖リタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ第二十條ニ於キマシテ「主務大臣ハ何時ニテモ銀行ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得」主務大臣ガ要求致シマスル報告ニ於キマシテモ、銀行ノ支拂準備ガ充實シテ居ルカドウカト云フコトヲ常ニ眼中ニ置キマシテ、預金者ノ保護ヲ圖リタイト思ウテ居リマス、ソレカラ第二十五條ニ於キマシテ「銀行業ノ廢止又ハ銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス」是ハ任意ニ銀行ガ業ヲ廢シタリ、任意ニ銀行ノ財産ヲ押ヘタリスルコトハ許サヌ、主務大臣ノ必ズ認可ヲ要セシムル、是モ多數ノ預金者ヲ持ツテ居ル銀行ト致シマシテハ、此規定ガナイト云フト、相當弊害ガアルト存ジテ居ルノデアリマス、ソレカラ其次ニ第二十六條ニ於キマシテモ、銀行ガ其目的ヲ變更致シマシテ、他ノ業務ヲ營ム唯ノ會社トシテ存續スル場合ニ於キマシテ、大藏大臣ハ其會社ノ預金債務ヲ濟マセルマデハ監督ヲシテ行

ク、斯ウ云フ規定ヲ設ケテ居リマス、ソレカラ又銀行ノ整理事務ノ促進ノ爲ニハ第三十條ノ規定、三十一條ノ規定ガアルノデアリマス、是ハ銀行ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於キマシテ、裁判所ハ銀行ノ檢査監督ニ從事スル官吏ニ對シテ——主トシテ大藏省ノ檢査官デアリマスガ、其意見ヲ求メル、又ハ檢査ヲ囑託スル、或ハ調査ヲ囑託スル、檢査ハ全體的ノ調査デアリマシテ、調査ハ一部分ノ檢査ト認メマス、サウ云フコトモ囑託スル、詰リ銀行ノ清算、破産強制和議ノ場合ニ於キマシテモ裁判所ニ委セズ、從來ヨリ銀行ヲ監督シテ居リマシタ檢査官ガ協議シテ其清算事務ヲ進メ、整理事務ヲ促進セシムルト云フ趣旨デゴザイマス、ソレカラ二十八條、二十九條、ソレカラ今ノ三十條、三十一條、何レモ皆清算ノ監督デアリマス、此清算ノ監督ニ付キマシテ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得ル、解任シタ時ハ裁判所ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得ル、是ハ從來ノ商法ノ規定ニ依リマシテハ、此途ガナカッタノデアリマスガ、此民法ニ於キマスル公益法人ノ清算ニ準ジマシテ、嚴格ナル監督ヲスルコトニ規定ヲ置イタノデアリマス、ト申シマスノハ商法ニ於キマスル清算ハ、債務ヲ濟マセルベキ殘餘財産ノ存在スルコトヲ豫定致シマシテ、之ヲ株主ニ分配セントスル目的デアリマスカラ、自

治主義ヲ以テ規定ガ設ケテアルノデア  
 リマス、詰リ放任主義ニナッテ居リマ  
 ス、然ルニ我國ノ實況ニ依リマシテハ、  
 破産ノ手續ヲ行フベキ場合ナルニ拘ラ  
 ズ、之ヲ爲サズシテ清算ノ形ヲ採ルモ  
 ノガ少クナイノデアリマス、デアリマ  
 スルカラ、株主ノ自治作用ノミニ之ヲ  
 放任致シマスコトハ、銀行ノ如キ多數  
 ノ債權者アル場合ニ於キマシテハ、特  
 ニ其弊害ガ多イト認メマシテ、民法ニ  
 於キマスル公益法人ノ清算ノ規定ニ準  
 ジテ二十八條ヲ設ケテアルノデアリマ  
 ス、二十九條ニ於キマシテ裁判所ハ銀  
 行ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ、  
 財産ノ供託ヲ命ジ、是ハ法律上ノ供託  
 事務ニナルノデアリマス、財産ノ供託  
 ヲ命ジ、又清算監督ニ必要ナル命令ヲ  
 出スト云フ規定モ新ニ設ケラレタノデ  
 アリマス、ソレカラ三十條ト三十一條  
 ニ於キマシテ、是ハ大體小作調停法ノ  
 例ニ倣ッタノデゴザイマス、即チ府縣ニ  
 小作官ナルモノガアリマシテ、小作争  
 議ニ關シマシテ裁判所ト協力シテ、調  
 停ニ努メルト云フ制度ガアル、デ本案  
 ニ於キマシテハ小作官ニ代フルニ銀行  
 ノ検査官ヲ以テ致シマシテ、裁判所ト  
 協力ヲシテ検査官ガ其清算事務ニ參與  
 スルト云フコトニ致シタノデアリマ  
 ス、是ハ最モ其實際ニ通ジテ居ル、其銀  
 行ノ歴史ヲ知ッテ居ル検査官ヲシテ、清  
 算ニ參與セシムルト云フコトガ最モ善  
 イト思ッテ、此新シキ方法ヲ採ッタノデ

アリマス、ソレカラ銀行ノ監督デアリ  
 マスガ、此監督ノ周到ヲ期スルト云フ  
 點ニ於キマシテハ、ドウ致シマシテモ  
 大藏省ノ検査バカリデハイケマセヌ、  
 内部ノ検査ガ最モ大切デアルト存ジマ  
 ス、ソレデ先刻モ申シマシタ此監督役  
 ノ監督書ト云フ制度ニ依リマシテ、内  
 部ノ監督ヲ圖リタイト考ヘテ居リマ  
 ス、此外ニ無論大藏省シ検査機關ヲ充實  
 スル點ニ於キマシテ、豫算ヲ提出シテ  
 御協賛ヲ仰イダ次第デアリマスガ、ソ  
 レニ依リマシテ検査官ヲ殖シ、從來ノ  
 検査方針ヲ少シ改メマシテ——ソレハ  
 從來ハ兎角検査ト云フモノハ、當ニ法  
 規ニ背イテ居ルカ、定款ニ背イテ居ル  
 カト云フコトノミヲ検査スル傾ガアッ  
 タノデアリマス、無論ソレバカリガ檢  
 査ノ目的デハアリマセヌガ、今後ハ檢  
 査ノ規定ヲ改正致シマシテ、其銀行ガ  
 其地方ニ於テノ金融機關タル職責、即  
 チ産業助長ノ爲ノ資金供給ノ點ニ於テ  
 遺憾無キヤ否ヤト云フコトニ重キヲ置  
 キマシテ、其方ノ監督モ十分致サセル  
 積リデゴザイマス、尙又日本銀行及其  
 取引銀行ノ承諾ヲ得テ、其内部ノ調査  
 ヲ致サシムル方針デ居リマス、是ハ日  
 本銀行ハ其銀行ノ非違ヲ舉ゲルト云フ  
 點ヨリハ、寧ロ其銀行ヲ助ケルト云フ  
 點ニカヲ注グデアリマセウカラシテ、  
 大ニ銀行ノ發展ニ效力ガアルト思ヒマ  
 ス、其日本銀行ノ検査ト大藏省ノ検査  
 ト是ハ常ニ歩調ヲ取りマシテ互ニ連絡

ヲ保チ、サウシテ完全ヲ期シタイ、左様  
 ニ思ウテ居リマス、其事ハ金融制度調  
 査會ニ於テモ既ニ決議トナリマシテ、  
 日本銀行ニ於テモ之ヲ承諾シテ居ルノ  
 デアリマス、ソレカラ不當ノ競争ヲ防  
 止スルト云フコトガ我國銀行界ニ於テ  
 最モ大切ナコト、思ヒマス、是ハ言フ  
 マデモナク出張所、代理店認可ノ制度ノ  
 如キハ其趣旨カラ來テ居ルノデアリマ  
 ス、銀行ノ整理ノ進捗ヲ圖ル規定ガ悉  
 ク其目的ヲ包含シテ居ルノデアリマ  
 ス、其外法規ノ性質上雜件モゴザイマ  
 ス、或ハ外國銀行支店ノ取締トカ、罰則  
 ノ規定トカ云フヤウナ雜件モアリマ  
 ス、ソレカラ此銀行法ニ附屬シマシテ  
 二三ノ銀行法ノ改正サレテ居ル點ハ、  
 是ハ當然銀行法ノ改正ノ結果、サウ云  
 フコトニ相成ルノデアリマス、大體サ  
 ウ云フ趣旨ニ依テ斯ノ如キ規定ヲ設ケ  
 タノデゴザイマス、是ノ施行期日ハ今  
 ノ所デハ昭和三年ノ一月一日カラ施行  
 致シタイト云フ積リデ居リマス、ソレ  
 マデニ其準備ガ要リマスカラ、政府ニ  
 於テ準備ヲ急ギマシテ、昭和三年一月  
 一日カラ之ヲ施行スルノ運ビニ至リタ  
 イト云フ積リデ居リマス、大體此法案  
 ノ通款ハサウ云フヤウナモノデゴザイ  
 マス

○小野委員長 ソレデハ明日ハ大分色  
 色ナ關係デ差支ノ方が多イサウデスカ  
 ラ、月曜日ノ午前十時ヨリ第二回ヲ開  
 會致シマス、今日ハ此程度デ散會致シ

午後二時六分散會